○奈良県警察における特定秘密の保護等に関する訓令

（平成27年１月22日本部訓令第１号）

［沿革］　平成29年12月本部訓令第20号、31年４月第13号、令和３年９月第16号改正

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第５条第３項（法第７条第２項において準用する場合を含む。）に規定する指示を受けた奈良県警察が当該指示に係る特定秘密（法第３条第１項の規定により指定されたものをいう。以下同じ。）の保護に関し講ずべき措置、奈良県警察が法第12条第１項に規定する適性評価（以下単に「適性評価」という。）に関し実施すべき措置等を定めるものとする。

２　奈良県警察における特定秘密の保護等に関しては、法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及びこの訓令の定めるところによる。

（特定秘密管理者）

第２条　令第12条第１項各号列記以外の部分に規定する措置として実施する令第11条第１項第１号に規定する特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）の指名については、警備部長を指名するものとする。

（保全責任者等）

第３条　特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。

２　保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第４条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

３　特定秘密管理者は、必要と認めるときは、保全責任者の補助者（以下「保全責任者補助者」という。）を指名することができる。

４　特定秘密管理者は、保全責任者が不在であることその他の理由により、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（以下「臨時代行職員」という。）を指名することができる。

５　保全責任者、保全責任者補助者及び臨時代行職員は、法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければならない。

（職員の範囲の制限）

第４条　法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定は、係単位又は官職単位で行う方法その他その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して必要最小限にとどめるものとする。

２　特定秘密管理者は、前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。第７条第２項、第８条第２項、第９条第１項後段及び第２項後段、第11条第３項後段及び第４項後段並びに第12条第２項後段及び第３項後段を除き、以下同じ。）に記載しておくものとする。

（保全教育）

第５条　特定秘密管理者は、職員に対し、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

２　前項の教育は、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が少なくとも年１回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

３　特定秘密管理者は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる職員に対して、その取扱いの業務を行う前に、第１項の教育を受講させるように努めるものとする。

第２章　特定秘密の指定に伴う措置

（特定秘密の表示の方法）

第６条　令第12条第１項第１号（同条第２項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第３条第２項第１号の表示（以下「特定秘密表示」という。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1)　特定秘密である情報を記録する文書又は図画　その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

(2)　特定秘密である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記

録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3)　特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件　その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

2　特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「特定秘密文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に特定秘密表示がある場合は、この限りでない。

3　特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、特定秘密表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。

4　第１項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、特定秘密表示に加え、同項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

5　前項の規定にかかわらず、当該特定秘密文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、前項の規定による表示をすることを要しない。

6　第１項第１号又は第３号に定めるところにより行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（通知の方法）

第７条　令第12条第１項第１号（同条第２項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第３条第２項第２号の通知は、奈良県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記様式第１号の書面により行うものとする。

2　前項の通知を書面により行う場合には、当該通知は、当該特定秘密である情報を取り扱う者に当該書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、

必要最小限にとどめるものとする。

（周知の方法）

第８条　法第５条第２項の通知があったときは、特定秘密管理者は、当該指定がされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記様式第２号の書面により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前条第１項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

２　前項の周知を書面により行う場合には、当該周知は、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に当該書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第９条　令第12条第１項第３号（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、警察本部長が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した別記様式第３号の書面により行うものとする。この場合において、第７条第２項の規定は、当該通知を書面により行う場合について準用する。

２　令第８条第１号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は、当該指定の有効期間の延長がされた旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を別記様式第４号の書面により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第８条第２項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

（特定秘密表示の抹消）

第10条　特定秘密表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

(1)　特定秘密であった情報を記録する文書又は図画　特定秘密表示に、赤色の二重線を付することその他これに準ずる確実な方法

(2)　特定秘密であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

(3)　特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件　刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしているときは当該表示に赤色の二重線を付することその他これらに準ずる確実な方法

２　前項第１号に掲げる文書又は図画が第６条第２項の規定による記載をしたものであるときは、同号の規定の例により、当該記載を抹消するものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第11条　令第12条第１項第２号イに規定する指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1)　特定秘密であった情報を記録する文書又は図画　抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。

(2)　特定秘密であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3)　特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件　抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。

２　前項第１号又は第３号の定めるところにより行う指定有効期間満了表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

３　指定の有効期間の満了に伴う通知は、警察本部長が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記様式第５号の書面により行うものとする。この場合において、第７条第２項の規定は、当該通知を書面により行う場合について準用する。

４　令第７条第１項第２号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記様式第６号の書面により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第８条第２項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

（指定の解除に伴う措置）

第12条　前条第１項及び第２項の規定は、令第12条第１項第４号イに規定する指定解除表示について準用する。この場合において、前条第１項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

２　指定の解除に伴う通知は、警察本部長が、当該指定が解除された旨及びその年月日

を記載した別記様式第７号の書面により行うものとする。この場合において、第７条第２項の規定は、当該通知を書面により行う場合について準用する。

３　令第10条第１項第２号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記様式第８号の書面により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第８条第２項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

第３章　特定秘密の取扱いの業務

第１節　保護のための環境整備

（立入制限）

第13条　特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密を適切に保護するため必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者はこの限りでない。

２　前項の規定により立入りを禁止した場合には、特定秘密管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（機器持込制限）

第14条　特定秘密管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。次項において同じ。）の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。

(1)　前条第１項の規定により立入りが禁止された場所

(2)　日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）

(3)　特定秘密を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）

(4)　特定秘密文書等を保管する保管施設

２　職員は、前項の規定による禁止がされた場所に機器持込みをしてはならない。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

３　第１項の規定により機器持込みを禁止した場合には、特定秘密管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等の保管容器等）

第15条　特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

２　特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

３　特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第18条第１項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第17条第２項及び第４項において同じ。）には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要な物理的措置を講ずるものとする。

４　第１項から第３項までの規定によることができない場合における特定秘密文書等の保管は、特定秘密管理者の定めるところにより行うものとする。

（特定秘密の保護のための施設設備）

第16条　特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

（特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第17条　特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたものにより取り扱うものとする。

２　特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。

３　前２項に規定するもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、奈良県警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年12月奈良県警察本部訓令第23号）及び同訓令に基づいて定められた情報セキュリティに関する規程を厳格に適用するとともに、最新の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。

４　特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等管理簿）

第18条　特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。次項及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を保全責任者ごとに備えるものとする。

２　保全責任者は、特定秘密文書等について、指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号（特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第20条及び第29条第２項において同じ。）、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

３　特定秘密文書等管理簿の様式は、別記様式第９号のとおりとする。

４　情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿は、他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と分けて作成することができる。

第２節　作成

（特定秘密文書等の作成）

第19条　特定秘密文書等の作成をするときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

（登録番号の表示）

第20条　保全責任者は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

(1)　特定秘密である情報を記録する文書又は図画　特定秘密表示（第６条第２項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

(2)　特定秘密である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第３節　運搬、交付及び伝達

（交付及び伝達の承認等）

第21条　特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

２　特定秘密文書等を貸与するときは、特定秘密管理者の指示を受け、当該特定秘密文書等の返却の時期を明示するものとする。

（運搬の方法）

第22条　特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）の運搬は、当該特定秘密文書等に記録し、又は化体された特定秘密の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行することにより行うものとする。

２　前項の規定によることができないとき又は不適当であるときの運搬は、特定秘密管理者の定めるところにより行うものとする。

（交付の方法）

第23条　特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第27条、第31条及び第33条第３項において同じ。）から記名を得るなど交付の記録を残すものとする。

２　受領書の様式は、別記様式第10号のとおりとする。

３　特定秘密文書等の交付は、郵送により行ってはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第24条　特定秘密である情報を記録する文書又は図画を運搬し、又は交付するときは、当該文書又は図画を外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（物件の包装等）

第25条　特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（電気通信による送信）

第26条　特定秘密を電気通信により送信するときは、暗号化その他特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

２　特定秘密の電気通信による送信は、電子メールその他のインターネットを通じた方法により行ってはならない。

（文書等の接受）

第27条　封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した職員でなければ開封してはならない。

（伝達の方法）

第28条　特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう求めることその他の特定秘密の保護について注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

２　特定秘密を電話により伝達するときは、暗号化して伝達するものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

３　前項ただし書の場合においては、略号を用いることその他の特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

４　特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗見の防止に努めるものとする。

第４節　保管等

（特定秘密文書等の保管）

第29条　特定秘密文書等は、保全責任者が保管するものとする。

２　保全責任者は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

３　特定秘密文書等保管管理簿の様式は、別記様式第11号のとおりとする。

（特定秘密文書等の取扱いの記録）

第30条　保全責任者は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った職員の氏名、年月日その他必要な事項を特定秘密文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

２　特定秘密文書等取扱簿の様式は、別記様式第12号のとおりとする。

（廃棄）

第31条　特定秘密文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元することができないようにするための方法により確実に行うものとする。

（緊急事態に際しての廃棄）

第32条　特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

２　前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ警察庁長官（以下「長官」という。）の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を長官に報告するものとする。

３　第１項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書

等の概要、特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、長官に報告するものとする。

第５節　検査

第33条　特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度２回以上定期的に実施するものとする。

２　特定秘密管理者は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。

３　特定秘密管理者は、前２項の検査をその指名する職員に行わせることができる。

４　第１項及び第２項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この訓令に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

５　特定秘密管理者は、第１項及び第２項の検査の実施状況について、長官の指示に従い、長官に報告するものとする。

第６節　紛失時等の措置

第34条　職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1)　特定秘密の取扱いの業務を行う職員（次号に定める報告を受けた職員を含む。）　当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を特定秘密管理者まで報告すること。

(2)　特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員　当該事故の内容を当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に報告すること。

２　特定秘密管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その調査を行い、かつ、当該特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

３　特定秘密管理者は、前項の規定により調査を実施し、又は措置を講じた場合には、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

第４章　特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

第35条　職員は、指定若しくはその解除又は行政文書（奈良県警察行政文書管理規程（平成14年３月奈良県警察本部訓令第７号）第２条第１号に規定する文書をいう。）のうち、特定秘密である情報を記録するもの（以下この条及び第49条において「特定行政文書」という。）の管理が法、令又は運用基準（以下「法等」という。）に従って行われていないとき又はそのおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の

区分に応じ、直ちに当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1)　特定秘密の取扱いの業務を行う職員（次号に定める報告を受けた職員を含む。）　適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を特定秘密管理者に報告すること。

(2)　特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員　特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書の管理が法等に従って行われておらず、又はそのおそれがある旨を当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に報告すること。

２　前項の報告を受けた特定秘密管理者は、速やかに長官に報告するとともに、その事実が特定行政文書の管理に関するものである場合には、速やかに必要な調査を行うものとする。

３　前項の調査を行った場合は、調査の結果に応じ、適切な措置を講ずるとともに、当該結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

第５章　公益上の必要による特定秘密の提供の手続

第36条　特定秘密管理者は、法第10条第２項の規定により、同条第１項第１号に掲げる場合に該当し、特定秘密の提供を行うとき（当該特定秘密が同条第１項第１号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合を除く。）は、当該提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認める理由を記載した書面を添えて長官に承認の申請を行うものとする。

２　法第10条第２項の規定により特定秘密（同条第１項第１号（イに係る部分を除く。）、同条第２項又は第３項の規定により提供を受けたものを除く。）を提供する場合における特定秘密文書等の交付について第23条第１項の規定を適用する場合には、同規定中「職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第27条、第31条及び第33条第３項において同じ。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第６章　その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による保護措置

第37条　法第10条第１項第１号（イに係る部分を除く。）の規定により特定秘密の提供を受けた場合（同条第２項及び第３項の規定により同条第１項第１号（イに係る部分を除く。）に掲げる場合に該当して提供を受けた場合を含む。）は、第４条、第６条、第７条、第９条第１項、第15条、第17条、第19条、第21条から第28条まで、第31条、第33条第２項から第４項まで並びに第34条第１項及び第２項に規定する措置を講ずるものとする。この場合において、別表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

２　前項に規定する特定秘密の提供を受けた場合において、職員は、同項に規定する措

置のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1)　警察本部長　当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

(2)　前号の規定により指名された者　当該特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること及び当該提供の目的である業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること。

第７章　適性評価

（適性評価実施責任者）

第38条　運用基準Ⅳ２(1)に規定する適性評価実施責任者は、警務部長をもって充てる。

（適性評価実施担当者）

第39条　運用基準Ⅳ２(2)に規定する適性評価実施担当者は、警務部警務課長及び警務部警務課（以下「警務課」という。）の職員（警務課長を除く。）のうちから適性評価実施責任者が指名する職員をもって充てる。

（適性評価に関する事務に関与することができる者）

第40条　前２条の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、自らに対する適性評価に関する事務（法第15条第２項において準用する法第12条第４項の規定による質問への回答並びに適性評価に必要となる資料の提出及び連絡を除く。）に関与してはならない。

（候補者名簿等）

第41条　運用基準Ⅳ３(1)アに規定する名簿（以下「候補者名簿」という。）の様式は、別記様式第13号のとおりとする。

２　運用基準Ⅳ３(2)イに規定する特定秘密管理者に対する通知は、別記様式第14号の書面により行うものとする。

（適性評価の結果等の通知）

第42条　運用基準Ⅳ４(3)イ、(4)ウ及び７(2)アに規定する通知は、別記様式第15号の書面により行うものとする。

（適性が認められた者の名簿の作成）

第43条　適性評価実施責任者は、適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、その氏名、生年月日、勤務先の名称、所属する部署、役職名及び警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた旨を通知した日を記載し、又は記録した適性認定者名簿を作成するものとする。

２　適性認定者名簿の様式は、別記様式第16号のとおりとする。

（苦情受理窓口）

第44条　運用基準Ⅳ８(1)アに規定する苦情受理窓口は、警務課とする。

（苦情処理責任者）

第45条　運用基準Ⅳ８(1)アに規定する苦情処理責任者は、警務部長をもって充てる。

（苦情処理担当者）

第46条　運用基準Ⅳ８(1)イに規定する苦情処理担当者は、警務課の職員のうちから苦情処理責任者が指定する職員をもって充てる。

（適性評価の実施等への協力）

第47条　特定秘密管理者は、適性評価実施責任者に対し、時間的余裕をもって候補者名簿を提出することその他適性評価に関する事務が円滑に行われるために必要な協力を行うものとする。

（適性評価の実施の状況についての報告）

第48条　適性評価実施責任者は、毎年度少なくとも１回、運用基準Ⅴ５(1)アの(ｸ)から(ｻ)までに掲げる事項を奈良県公安委員会に報告するものとする。

第８章　通報窓口の設置

第49条　特定秘密の指定若しくはその解除又は特定行政文書の管理が法等に従って行われていないと認められる場合に行う通報を受け付け、処理する窓口は、警務部監察課とする。

第９章　雑則

（指定前の取扱い）

第50条　指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、法、令、運用基準及びこの訓令に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認）

第51条　情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、事前に長官の承認を得るものとする。

（国際約束に基づき提供された情報である特定秘密の取扱い）

第52条　前条までに定めるもののほか、情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である特定秘密については、当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

（補則）

第53条　この訓令の実施に関し必要な事項の細目は、適性評価の苦情処理に係る事項については苦情処理責任者が、苦情処理を除く適性評価に係る事項については適性評価

実施責任者が、通報に係る事項については警務部長が、それ以外の事項については特定秘密管理者が、それぞれ定めることができる。

（特例）

第54条　特定秘密管理者は、その業務の特殊性に鑑み、特に必要があると認めるときは、長官の承認を得て、特定秘密の保護措置を別に定めることができる。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成27年１月22日から施行する。

（経過措置）

２　法の施行の日から法附則第２条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第４条第１項の適用については、「法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密」とあるのは「特定秘密」と、第23条第１項の適用については、「法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者」とあるのは「特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている者」とし、第３条第５項の規定は適用しない。

附　則　（平成29年12月８日本部訓令第20号）

この訓令は、平成30年１月１日から施行する。

附　則　（平成31年４月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

１　この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年４月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（令和３年９月９日本部訓令第16号）

この訓令は、令和３年９月９日から施行する。

別表（第37条関係）

第４条第１項	法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの	特定秘密を利用し、又は知る職員の範囲の決定

	業務を行わせる職員の範囲の決定	
	その取扱いの業務	当該特定秘密を利用する業務
第４条第２項	特定秘密管理者	第37条第２項第１号の規定により警察本部長が指名する者（以下「公益提供特定秘密管理者」という。）
	前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員	特定秘密を利用し、又は知る職員
第６条第１項	令第12条第１項第１号（同条第２項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第３条第２項第１号の表示（以下「特定秘密表示」という。）	令第17条第１号に規定する表示
	保全責任者	公益提供特定秘密管理者
	するものとする	するものとする。ただし、当該特定秘密文書等が刑事事件の捜査に必要な証拠である場合にあっては、当該事件の捜査に支障のない範囲内で行えば足りる
第６条第２項	特定秘密表示	令第17条第１号に規定する表示
	この限りでない	この限りではなく、また、当該特定秘密文書等が刑事事件の捜査に必要な証拠である場合には、当該事件の捜査に支障のない範囲内で行えば足りる
第６条第３項、第４項及び第６項	特定秘密表示	令第17条第１号に規定する表示
第７条第１項	令第12条第１項第１号（同条	令第17条第１号に規定する通

	第２項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第３条第２項第２号の通知	知
	奈良県警察本部長（以下「警察本部長」という。）	公益提供特定秘密管理者
	別記様式第１号の書面	別記様式第１号に準ずる書面
第９条第１項	令第12条第１項第３号（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知	令第17条第１号に規定する通知
	警察本部長	公益提供特定秘密管理者
	別記様式第３号の書面	別記様式第３号に準ずる書面
第15条第４項	特定秘密管理者	公益提供特定秘密管理者
第17条第１項	特定秘密の取扱いの業務を行う職員	特定秘密を利用し、又は知る職員
	特定秘密管理者	公益提供特定秘密管理者
第17条第２項	特定秘密管理者	公益提供特定秘密管理者
第17条第３項及び第４項	特定秘密の取扱いの業務を行う職員	特定秘密を利用し、又は知る職員
第21条	特定秘密管理者	公益提供特定秘密管理者
第22条第１項	特定秘密の取扱いの業務を行う職員	特定秘密を利用し、又は知る職員
	保全責任者	公益提供特定秘密管理者
第22条第２項	特定秘密管理者	公益提供特定秘密管理者
第23条第１項	受領書又は特定秘密文書等管理簿	受領書
	職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第27条、第31条及び第33条第３項において同じ。	者

	）	
第24条	特定秘密の取扱いの業務を行う職員	特定秘密を利用し、又は知る職員
	特定秘密管理者	公益提供特定秘密管理者
第28条第２項	特定秘密管理者	公益提供特定秘密管理者
第31条	保全責任者	公益提供特定秘密管理者
第33条第２項	特定秘密管理者は、前項の検査のほか	公益提供特定秘密管理者は
	臨時に検査	検査
第33条第３項	特定秘密管理者	公益提供特定秘密管理者
	前２項の検査	第２項の検査
第33条第４項	第１項及び第２項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この訓令	第２項の検査においては、この訓令（第37条第１項前段に規定する規定及び第37条第２項の規定に限る。）
第34条第１項	特定秘密の取扱いの業務を行う職員	特定秘密を利用し、又は知る職員
	特定秘密管理者	公益提供特定秘密管理者
第34条第２項	特定秘密管理者	公益提供特定秘密管理者
	速やかに長官に報告するとともに、その調査を行い	調査を行い
	講ずるものとする	講じ、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を当該特定秘密の提供を行った行政機関の長、警察本部長又は適合事業者に報告するものとする

（別記様式省略）